

予備電源の監視結果について (募集年度：2025年度)

2026年4月3日
電力・ガス取引監視等委員会



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 監視の観点

2. 監視の結果

監視の観点①

- 本制度は、候補となる高経年火力電源等の数が限られることが想定されるほか、オークション方式と異なり、事業者提案（総合評価）方式は価格以外の項目の評価が高ければ、価格が高くても選定される可能性もあることから、調達候補となる応募案件は基本的に監視の対象とすることとされている。
- そのため、**当委員会は、予備電源制度ガイドライン**（以下「ガイドライン」という。）に基づき、応札の受付期間終了後に、**落札候補となる応札案件について監視を行うこととし、当該電源を応札した事業者に対して応札価格の算出方法及び算出根拠について説明を求める。**
- 事業者による説明等に基づき、応札価格に織り込まれた各コストが、**ガイドラインで定められた算出ルールに則って算出されているかを確認する。**

監視の観点②

- 応札価格に織り込むことが認められるコストは、休止措置及び休止状態の維持に係るコストとして、ガイドラインで例示されている。
- 応札価格に織り込まれたコストのうち、**容量市場の応札価格に織り込まれたコスト***と重複するものは、以下のとおり、それを上回らないことを基本とし、監視のプロセスで確認することとされている。
 - ※当該電源が選択した制度適用期間を実需給年度とする容量市場の応札価格の算出に用いた「電源を維持することで支払うコスト」を指す。
 - ◆ 修繕費、固定資産税、事業税（収入割）等
 - ⇒ 容量市場の応札価格に織り込まれたコストと同額以下
 - ◆ 人件費、発電側課金等
 - ⇒ 容量市場の応札価格に織り込まれたコストから一定割合を減じた額
- ただし、容量市場の応札時点から本制度の応札時点までの実績値を合理的に反映させるなど、事業者による合理的な説明が可能となっている場合には、上記の監視を柔軟に運用することもあり得る。

【参考】 予備電源制度ガイドライン①

■ 予備電源制度ガイドライン（抜粋）

3. 応札価格の考え方

(1) 応札価格の監視

本制度は、予備電源候補となる高経年火力の数が限られるため、応札容量が大規模な電源は募集量を満たすために落札が不可欠となり、価格つり上げが生じる可能性がある。このため、応札価格について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）において、応札後に、以下の内容を監視することが期待される。なお、監視対象は、落札候補となる応札案件である。

(2) 応札価格に織り込むことが認められるコスト

応札価格に織り込むことが認められるコストは、休止措置及び休止状態の維持に係るコストとして、主に以下の項目が考えられる。なお、応札価格に織り込んだコストの事後的な増額は、燃料関係費用（4. に後述）を除いて認めない。

短期立ち上げの予備電源は、立ち上げ決定後から修繕を開始すると実需給に間に合わない場合、事前に修繕が必要となり、修繕費が本制度への応札価格に織り込まれることとなる。一方、長期立ち上げの予備電源は、基本的に、必要な修繕等を立ち上げが決まってから実施することが可能と考えられるため、本制度への応札価格は短期立ち上げの予備電源より一定程度低くなることが見込まれる。

修繕費	当該電源の休止措置に関連して必要となる修繕・定期点検に係る費用
固定資産税	当該電源を保有することによって発生する固定資産税の額
事業税（収入割）	当該電源の休止状態の維持によって得られる収入に対して発生する事業税の額（本制度の応札価格に織り込んだ総費用（事業税（収入割）を除く）×税率/（1-税率））
人件費	当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる人員に対する給与手当等
発電側課金	当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW課金）
法人税	当該電源の休止状態の維持によって得られる収益に対して発生する法人税の額
休止維持費	当該電源の休止状態の維持のために必要となる費用（ただし、固定資産税、人件費、発電側課金、法人税を除く）
燃料関係費用	当該電源（石油火力に限る。）のためにあらかじめ保管しておく燃料等の購入に係る費用（応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積り×保管予定である燃料の量）
事業報酬	本制度に係る総営業費用相当額×当該電源を保有する自己又はグループ内の発電部門固有の事業報酬率

【参考】 予備電源制度ガイドライン②

予備電源の応札価格に織り込むことが認められたコストのうち、容量市場の応札価格に織り込まれたコストと重複するものは、当該電源の容量市場の応札価格との関係がコスト別に以下のとおりになっている必要がある。

- ①修繕費、固定資産税、事業税（収入割）等：当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストと同額以下²³
- ②人件費、発電側課金等：当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストから一定割合を減じた額²³

23 容量市場への応札価格を上回った物価上昇等の織り込みは原則認めないが、容量市場の応札時点から本制度の応札時点までの実績値を合理的に反映させるなど、事業者による合理的な説明が可能となっている場合に関しては、上記の監視を柔軟に運用することもあり得る。

（3） 応札価格の監視方法

監視等委は、応札の受付期間終了後に、落札候補となる案件について、当該案件を応札した事業者に対し、応札価格の算出方法及び算出根拠についての説明を求める。説明を求められた事業者はこれに速やかに応じ、資料の提出を行う。

事業者による説明等に基づいて、監視等委は、応札価格に織り込まれた各コストが3.（2）において定められた算出ルールに則って算出されているかを監視する。

（4） 応札価格の監視結果

監視等委は、監視の結果、個別の費用項目について応札価格に織り込むことが認められない金額があった場合には、事業者及び広域機関に対してその旨を通知する。事業者はこれを反映した応札価格を再度算定し、監視等委の確認を経た上で、その金額を応札価格とし、通知のあった日から14日以内に、広域機関に応札価格の修正を申し出る。ただし、事業者は、監視等委から応札価格に織り込むことが認められない金額の通知があった日から14日以内であれば、広域機関に対して応札の取下げを申し出ることができる。

監視等委は、応札の取下げによって追加的に監視が必要となった場合には、新たに落札候補となった案件について監視を行う。

■ 予備電源制度ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/guideline_yobidengen.pdf

1. 監視の観点

2. 監視の結果

監視の結果

- **落札候補となった応札案件（2社2電源）**について、当該案件を応札した事業者に対して、**応札価格に織り込まれた各コストの算出方法及び算出根拠の説明を求め、各コストがガイドラインで定められたルールに則って算出されているか確認した。**
- また、容量市場の応札価格に織り込まれたコストと重複するものは、**容量市場の応札価格との比較を行うとともに、合理的に見積もられているかの確認**を行った。
- その結果、**応札価格に織り込むことが認められない金額を確認したことから、該当する事業者及び電力広域的運営推進機関に対し、その旨を通知した。**その後、通知を受けた事業者から、**通知内容を反映して再算定された応札価格の提出があり、適切に算定されていることを確認した。**
- なお、①本制度において休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うといった基本的なリクワイアメントを満たすための**必要最小限の経年改修費（資本的支出）**や、②電源の休止措置及び休止状態の維持を図る過程において継続的に発生する費用と考えられる**発電側課金（kW課金）**のうち、**休止措置期間に生じる費用**についても、**応札価格に織り込むことが認められるコストとしてガイドラインに明記する必要があると考えられることから、ガイドラインの改定について経済産業大臣に建議した。**

【参考】 電力・ガス取引監視等委員会公表資料（令和8年3月10日）

◆ 予備電源（応札年度：2025年度）に係る応札価格の監視結果及び「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

<https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20260310001b.pdf>